

岐 阜 県 公 報

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 五〇七^{ページ}

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 五〇八

告 示

軽油取引税に係る特約業者の指定取消し

多治見市の区域内の町の区域変更

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

都市公園の廃止

建築基準法に規定する数値等の変更

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業の工事の完了

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(商業流通課) 五二二
(同) 五二二
(農地計画課) 五二二
(同) 五二三
(建設政策課) 五二三

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「八時間」を、「七時間四十五分」に改め、「その時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間」を削る。

第三十一条第三項第一号中、「法定労働時間（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条及び同法附則第三百三十一条に規定する労働時間をいう。以下同じ。）」を

「三十八時間四十五分」に改め、同項第二号中、「法定労働時間」を、「三十八時間四十五分」に改め、同条第四項中、「法定労働時間」を、「三十八時間四十五分」に改め、同条第五項中、「掲げる」を、「定める」に改め、同項第一号中、「八時間」を、「七時間四十五分」に改める。

第六十五条第二項及び第三項中、「半日」を、「四時間の」に改める。

第六十九条の十二に見出しとして、「育児を行う職員の時間外勤務の制限」を付する。

第六十九条の十六第二項第二号中、「八時間」を、「七時間四十五分」に改め、同条第三

第 二 千 百 六 十 九 号
平 成 二 十 二 年 七 月 三 十 日

(金曜日)

平 成 二 十 二 年 七 月 三 十 日

項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七十二条第一項中「掲げる日数」を「定める日数」に、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」に改め、同項第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第二項及び第六項中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第七十二条の二第三号及び第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七十三条第一項中「若しくは一時間」の下に「（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、一日又は一時間）を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第七十三条第二項を削り、同条第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号イ中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号ロ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ハ中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十四条中「掲げる期間」を「定める期間」に改める。

第七十五条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同条第二項中「休暇」の下に「（以下この条において「特定休暇」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第七十五条第三項中「第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十九号の休暇」を「特定休暇」に改め、同条第四項中「第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十九号の休暇」を「特定休暇」に、「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「一時間」を「一分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七十七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

別記第五号様式中

甲	乙	丙	丁
甲	乙	丙	丁
を			
甲	乙	丙	丁
イ	ロ	ハ	ニ

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成十二年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「午後零時十五分」を「正午」に改める。
附則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百二十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田肇

名称	株式会社遠藤藤油店	代表者氏名	遠藤五郎	主たる事務所又は事業所の所在地	岐阜市金園町四丁目二七番地	取消年月日	平成二一・四・三〇
----	-----------	-------	------	-----------------	---------------	-------	-----------

岐阜県告示第四百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、多治見市の区域内の町の区域を変更した旨多治見市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町
西坂町五丁目	明和町六丁目の一部

この処分は、平成二十二年八月十日から効力を生ずる。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田肇

一 掲示場

県庁及び多治見市役所

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十二年七月三十日から

同 年八月二十日まで

岐阜県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字杉ヶ平三四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市加子母字杉ヶ平二二三の一〇七（次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
恵那市上矢作町字奥達原一七二の一二八

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町春日六合字呉子谷三六七の一、字若土三七一の一

- 二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域	敷地の幅	延長	備考
柳瀬線	赤坂線	安八郡神戸町大字中沢一六〇番地地先から同郡同町大字同一五九番地地先まで	別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	
			後	二・八 三・〇	八・〇	
			前	七・七 二・八	八・〇	

岐阜県告示第四百三十六号

次のように都市公園を廃止するので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第十条の二の規定により告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 廃止する都市公園の名称
長良公園

二 位置

岐阜市大字長良字城之内及び字西後町、黒岩町並びに長良校前町四丁目及び五丁目地内

三 廃止の期日

平成二十二年七月三十一日

岐阜県告示第四百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三欄五の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

恵那市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
二 区域の区分及び制限の数値
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課及び東濃建築事務所並びに恵那市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。
三 適用年月日
平成二十二年八月二日

岐阜県告示第四百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出のあった指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本住宅・木材技術センター
- 二 変更しようとする事項
指定構造計算適合性判定機関の住所
(変更前) 東京都港区赤坂二丁目二番二号
(変更後) 東京都江東区新砂三丁目四番二号
- 三 変更しようとする日
平成二十二年七月二十九日

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年七月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成二十二年七月二十日
- 二 届出者の氏名又は名称
チエルシージャパン株式会社
- 三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット
土岐市土岐ヶ丘二丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ビートレーディング 代表取締役 米田 進 外二四者
(変更後) 株式会社メル・ローズ 代表取締役 武内一志 外五二者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年七月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)とれたたひろば関店

関市小屋名字薄原一四四二 外

二 意見の概要

関市長の意見

・店舗の車両出入口及びその周辺においては、十分な見通しの確保と看板・ミラーの設置など、歩行者への安全を確保すること。

(届出事項 新設)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
本堂地区	岐阜市役所	平成二二・七・三〇から 八・二七まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工完了年月日
県営特定農業用管路等 特別対策事業	蘇原北部地区	平成二一・三・二〇
県営中山間地域 総合農地防災事業	大久手地区	平成一八・三・二八

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
------	------------	------------	----------------	------	----------

平成二十二年五月十八日	小倉左官店	小倉道生	瑞浪市日吉町七八六番地の一	般十九六〇〇二二八	左官及びタイル・れんが・ブロック工事業
平成二十二年五月十七日	岐濃建設株式会社	代表取締役 柘植末光	多治見市若松町四丁目二八番地一	般十八一〇〇八六四	石、鋼構造物、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十二年五月十七日	加藤土木株式会社	取締役 長加藤勝	飛騨市岡町船津一九九番地	般十九五〇〇二二	造園工事業
平成二十二年五月十七日	有限会社金子建築	代表取締役 金子辰雄	土岐市泉大島町四一五二	般十八〇〇〇〇九	建築及び大工工事業
平成二十二年五月十四日	株式会社山晃工業	代表取締役 晃正	揖斐郡揖斐川町春日美束四三〇番地の一	特十七九一七	土木、建築とび・土工、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成二十二年五月七日	株式会社竹林左官工業	代表取締役 竹林正年	飛騨市古川町向町三丁目八番一九号	般十七四七	左官及びとび・土工事業
平成二十二年五月七日	ながら庭園	長柄勲	揖斐郡揖斐川町三輪一一一	般十八四〇九	造園工事業
平成二十二年五月三十日	上田造園	上田正儲	大垣市馬場町一〇一〇	般十七四九六	造園工事業
平成二十二年四月三十日	林鉄工	林豊	揖斐郡池田町八幡一八八〇番地	般十八〇〇三二五	鋼構造物工事業
平成二十二年四月三十日	高磯建築	高磯時雄	揖斐郡大野町大字上秋九三番地の一	般十七五二八五	建築及び大工工事業
平成二十二年四月三十日	有限会社田中鉄工	代表取締役 田中秀一	揖斐郡大野町大字野一八六八番地一	般十八四一七八	建築及び鋼構造物工事業
平成二十二年四月三十日	みやけ土木	三宅孝好	加茂郡八百津町伊岐津志一三七六五	般十七二〇一七	土木工事業

